

1

容器包装・容器包装廃棄物規則（PPWR）

5. 参考資料

第1章： 一般規定	第1条	主題
	第2条	スコープ
	第3条	定義
	第4条	自由な移動
第2章： 持続可能性 要件	第5条	包装に用いられる物質の要件
	第6条	リサイクル可能な包装
	第7条	プラスチック包装における最低限のリサイクル材
	第8条	プラスチック包装におけるバイオベース原料
	第9条	堆肥化可能な包装
	第10条	包装の最小化
	第11条	再利用可能な包装
第3章： ラベリング、 マーキング、 情報要件	第12条	包装におけるラベリング
	第13条	包装廃棄物回収用の廃棄物容器のラベリング
	第14条	主張
第4章： 第6章及び 第8章で記 載されてい る義務以外 の、経済事 業者に課さ れる義務	第15条	製造者の義務
	第16条	包装及び包装材の供給者の情報に関する義務
	第17条	認定代理人の義務
	第18条	輸入業者の義務
	第19条	流通業者の義務
	第20条	フルフィルメントサービス提供者の義務

(続き)	第21条	輸入・販売業者へ適用される製造業者の義務
	第22条	経済事業者の特定
	第23条	容器包装管理事業者の情報に関する義務
第5章： 第8章で 記載されて いる義務以 外の、経済 事業者に課 される義務	第24条	過剰な包装に関する義務
	第25条	特定の包装フォーマットの利用の制限
	第26条	再利用可能な包装に関する義務
	第27条	再利用のためのシステムに関する義務
	第28条	再充填に関する義務
	第29条	再利用の目標
	第30条	再利用目標の達成度の計算に関する規則
	第31条	再利用目標に関する管轄当局への報告
	第32条	テイクアウトセクターにおける再充填義務
	第33条	テイクアウトセクターにおける再利用の提案義務
第6章： プラスチッ ク製買物袋	第34条	プラスチック製買い物袋
	第35条	試験、測定、計算方法
第7章： 包装の適合 性	第36条	適合性の推定
	第37条	共通の仕様
	第38条	適合性評価の手続き
	第39条	適合性に関するEUの宣言

§ 1：一般規定

- 第40条 管轄当局
- 第41条 早期の警告報告
- 第42条 廃棄物管理計画と廃棄防止プログラム

§ 2：廃棄の防止

- 第43条 包装廃棄物の防止

§ 3：生産者登録と拡大生産者責任

- 第44条 生産者登録
- 第45条 拡大生産者責任
- 第46条 生産者責任組織
- 第47条 拡大生産者責任の充足の認定

§ 4：返却、回収、デポジット返還システム

- 第48条 返却・回収制度
- 第49条 回収義務
- 第50条 デポジット返還システム

§ 5：再利用及び再充填

- 第51条 再利用及び再充填

§ 6：リサイクル目標及びリサイクルの促進

- 第52条 リサイクル目標及びリサイクルの促進
- 第53条 リサイクル目標の達成度の計算に係る規則
- 第54条 再利用を含むリサイクル目標の達成度の計算に係る規則

§ 7：情報及び報告

第8章続き

- 第55条 包装廃棄物の防止と管理に関する情報
- 第56条 欧州委員会への報告
- 第57条 包装に関するデータベース

第9章：
セーフガー
ド手続き

- 第58条 リスクを伴う包装に対する国レベルでの対応手順
- 第59条 EUにおけるセーフガード手続き
- 第60条 リスクとなる包装
- 第61条 EU市場に入る包装に対するコントロール
- 第62条 形式的な違反

第10章：
グリーン公
共調達

- 第63条 グリーン公共調達

第11章：
委任権限及
び委員会の
手続き

- 第64条 委任の行使
- 第65条 委員会の手続き

第12章：
修正

- 第66条 EU規則2019/1020の修正
- 第67条 EU指令2019/904の修正

第13章：
最終規定

- 第68条 罰則
- 第69条 評価
- 第70条 廃止及び移行規程
- 第71条 発効日と適用